

令和3年度 第1回川崎市地域公共交通会議

令和3年6月30日開催

－ 次 第 －

議 事

- (1) 地域交通の手引き見直しについて 【報告事項】
- (2) コミュニティ交通の運行計画の変更について 【報告事項】
- (3) 地域と連携したコミュニティ交通の利用促進について 【報告事項】

配布資料

- | | |
|-------|---|
| 資 料 1 | 地域交通の手引き見直しについて |
| 資 料 2 | コミュニティ交通の運行計画の変更について |
| 資 料 3 | 地域と連携したコミュニティ交通「山ゆり号」の利用促進を実施します！
(令和3年6月29日 報道発表資料) |
| 参考資料1 | 道路運送法上での事業区分による交通手段について |
| 参考資料2 | コミュニティ交通の運行計画変更について (令和2年第1回地域公共交通会議資料) |
| 参考資料3 | 川崎市地域公共交通会議設置要綱 |

出席者名簿

■委 員（敬称略）

名 前	所 属 名	備 考
かじた よしたか 梶田 佳孝	東海大学工学部土木工学科 教授	
ありよし りょう 有吉 亮	横浜国立大学大学院 都市イノベーション研究院 特任准教授	
いりの はるろう 入野 晴朗	川崎鶴見臨港バス（株） 常務取締役 運輸部長	
きき すずむ 関 進	川崎タクシー（株） 代表取締役	代理出席 関 専務取締役
はちごう ひろふみ 八郷 大文	（一社）神奈川県バス協会 理事長	
おおば あきひこ 大葉 肇彦	神奈川県タクシー協会川崎支部 事務局長	
たかはし けいこ 高橋 慶子	川崎市全町内会連合会 常任理事	
ほんだ ひろし 本多 寛	市民（公募による選出）	
たがち はるえ 田淵 治恵	市民（公募による選出）	
みつはし ゆたか 三橋 裕	国土交通省関東運輸局神奈川運輸支局 首席運輸企画専門官	代理出席 桑野 運輸企画専門官
こやま くにまさ 小山 國正	神奈川県交通運輸産業労働組合協議会 幹事	
いじま としあき 飯島 敏明	神奈川県警察本部交通部交通規制課 都市交通対策室長	代理出席 平塚 副室長
さいとう まさたか 齋藤 正孝	川崎市建設緑政局 総務部長	
さだやま たけし 定山 武史	川崎市まちづくり局 交通政策室長	

■事務局

藤野 貴司	まちづくり局 交通政策室地域交通対策担当課長	
佐藤 直文	まちづくり局 交通政策室地域交通対策担当係長	
荻原 雅史	まちづくり局 交通政策室地域交通対策担当主任	
山崎 裕介	まちづくり局 交通政策室地域交通対策担当	

1 趣旨

坂が多い丘陵地や路線バスの運行が難しいなど、地域における様々な特性によって利用しやすい交通環境の整備が求められており、平成19(2007)年3月に、地域交通導入の考え方を取りまとめた「地域交通の手引き」を策定し、地域住民の主体的な運営によるコミュニティ交通の導入に向けた取組に対して、進捗状況に応じた支援を行い、持続可能な交通環境の整備を推進してきましたが、支援を実施している中で、的確な需要把握、多様な主体との連携、運行の継続性等に課題が見られることから、コミュニティ交通を取り巻く社会環境の変化を踏まえ、地域交通の手引きの見直しを実施します。

2 現状

(1) コミュニティ交通を取り巻く社会環境の変化

●高齢化の進展によるニーズの高まり

本市の高齢者人口は今後も増加すると推計されており(図1)、代表交通手段分担率では65歳未満に比べ65歳以上では、自動車の割合も高くなっている(図2)一方で、高齢者をはじめとする免許返納数が近年大幅に増加しており(図3)、地域公共交通におけるニーズが高まっています。

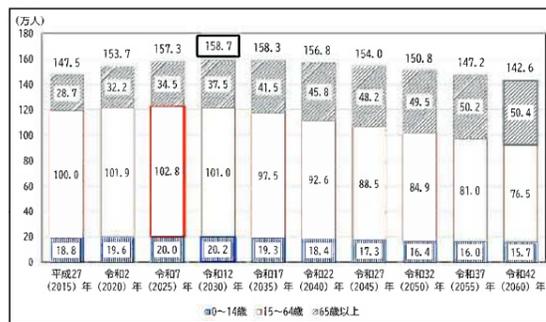


図1 本市の将来推計人口 (出典) 川崎市総合計画第2期実施計画策定に向けた将来人口推計

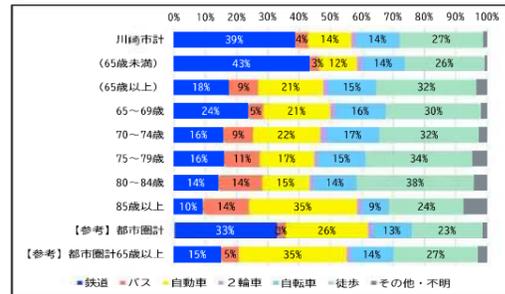


図2 市内発着の移動における代表交通手段分担率 (出典) 平成30(2018)年東京都市圏パーソントリップ調査

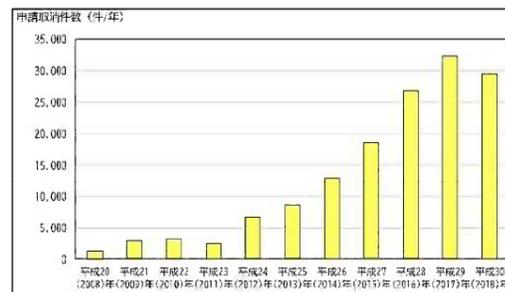


図3 申請による運転免許取消件数の推移 (出典) 警察庁運転免許統計

●公共交通を取り巻く環境の変化

バス事業においては、全国的に運転者不足により事業継続に影響が生じています。(図4) また、バス事業の運行経費は主に人件費、燃料費、その他諸経費等で構成されていますが、経費単価は近年増加傾向となっており(図5)、経常収支減少の要因の一つになっています。タクシー事業においては、輸送人員、輸送収入ともに年々低下しており(図6)、事業者数も年々減少傾向となっています。

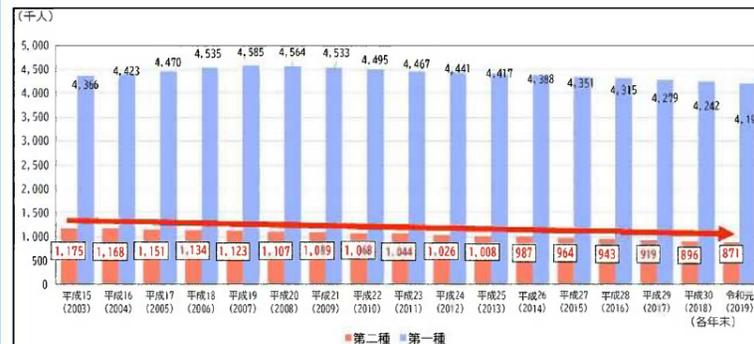


図4 大型自動車免許保有者数の推移(全国) (出典) 警察庁「運転免許統計」

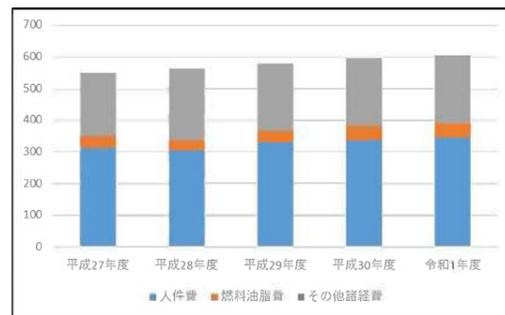


図5 乗合バス事業実車走行キロ当り原価推移 (出典) 国土交通省公表値より作成



図6 市内のタクシー事業者(個人タクシー含む)における輸送実績の推移 (出典) 各年「川崎市統計書」に基づき作成

●ICTの進展

タクシーの配車アプリ(図7)の普及やドアツードアで利用者を輸送するオンデマンド交通の活用など、地域公共交通が利用しやすくなる手段の開発が進んでいます。

特に複数の公共交通等を最適に組み合わせることで検索・予約・決済等を一括で行うMaaS(Mobility as a Service)(図8)は、移動の利便性向上や地域の課題解決にも資する重要な手段として期待されており、国においてもモデルプロジェクト38事業を選定し実用化に向けた取組が展開されています。

公共交通の利用促進



図7 タクシー配車アプリ

新たなモビリティ・運行手法

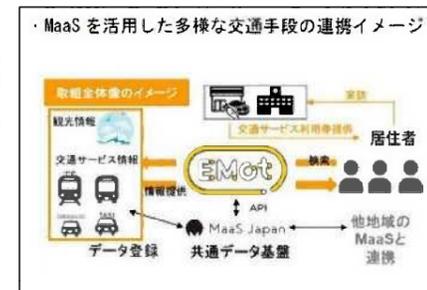


図8 新百合ヶ丘駅周辺MaaSアプリ「EMot」 小田急電鉄、川崎市

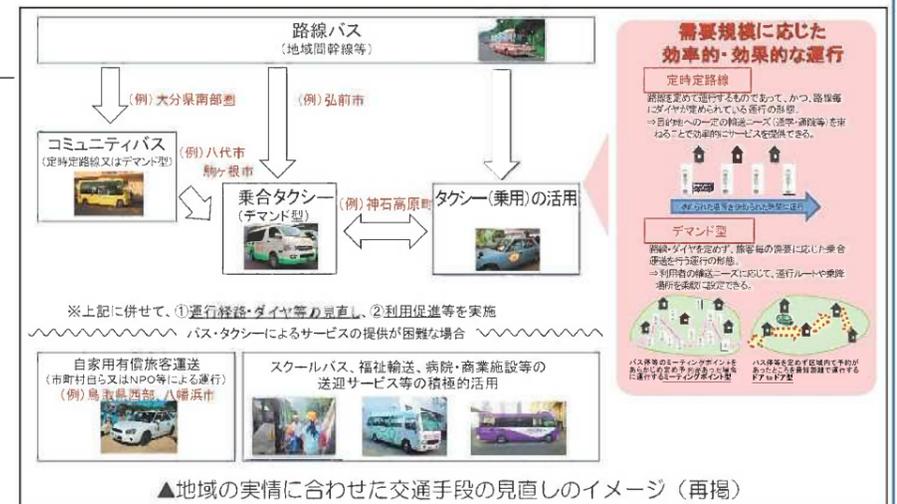


(参考) 新百合ヶ丘駅周辺で実証運行中のオンデマンドバス「しんゆりシャトル」

●制度改革

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律(「活性化法」という。)が、令和2(2020)年11月に施行され、特にバスやタクシーによる運行が難しい過疎地などでは、自家用有償旅客運送や送迎車両など、地域の輸送資源を総動員して移動ニーズに対応することが示されています。(図9)

また、タクシーの新たな運賃・料金サービスが令和2(2020)年11月より開始され、タクシーの複数回の利用分の運賃を一括して支払う「一括定額運賃制度」や、需要の増減に応じて迎車料金を変動させる「変動迎車料金制度」が導入され、目的地の近い旅客をマッチングし、相乗りする制度(相乗りタクシー)についても、新型コロナウイルス感染症の感染状況を見極めながら導入時期が検討されています。



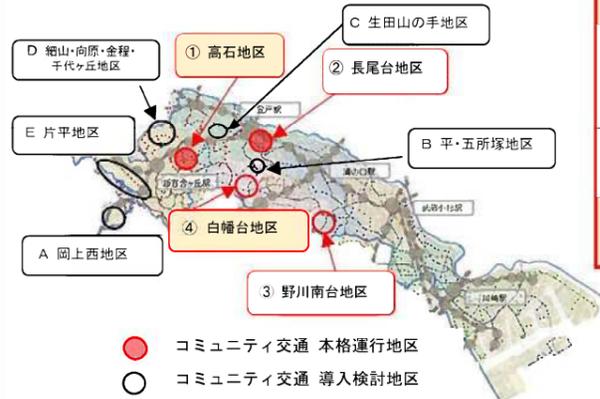
▲地域の実情に合わせた交通手段の見直しのイメージ(再掲)

図9 地域の実情に合わせた交通手段の見直しのイメージ (出典) 国土交通省HP

地域交通の手引き見直しについて

(2) 各地区の取組状況

現在、市内の4地区において、コミュニティ交通が運行しており、その他5地区では協議会が設立され、コミュニティ交通の導入を検討している状況となっています。



■本格運行地区の状況

地区名	協議会設立年度	本格運行開始年度	運行手法	課題
① 高石	H16 (2004)	H23 (2011)	乗合型	運行経費の増加 地元協議会の高齢化、活動経費不足
② 長尾台	H20 (2008)	H26 (2014)	乗合型	運行経費の増加 運行車両の更新 地元協議会の活動経費不足
③ 野川南台	H16 (2004)	H20 (2008)	ボランティア送迎	運行車両の更新 運行の継続性
④ 白幡台	H25 (2013)	R1 (2019)	施設送迎	運行の継続性



①高石地区 (山ゆり号) 定員14名
②長尾台地区 (あじさい号) 定員29名
③野川南台地区 (みらい号) 定員10名
④白幡台地区 (買い物バス) 定員29名

■導入検討地区の状況

地区名	協議会設立年度	現状	課題
A 岡上西	H25 (2013)	運行実験 (H29、H30) 実施後、交通手段再検討中	需要に応じた交通手段の再選択
B 平・五所塚	H29 (2017)	R1より運行計画案検討中	需要に応じた交通手段の選択 道路運送法の適用を要しない運行形態に対する不安感
C 生田山の手	R1 (2019)	既存公共交通等の活用検討中	既存交通事業者との連携方法
D 細山・向原・金程・千代ヶ丘	H25 (2013)	協議会設立	
E 片平	H29 (2017)	行動特性調査結果を踏まえ、中長期的に対応を検討することとしている。	

地区別取組事例

高石地区 【乗合型】

運行概要

運行開始 : 平成 23 (2011) 年 9 月
定員 : 14 名
運行日数 : 5 日/週 (月~金) 運行便数 : 19 便/日
運賃 : 大人 300 円 小児 100 円
※会費 (半年 3,600 円) を払うことで、1 乗車 50 円
引きで乗車できるサポーター会員になることが可能

運行事業者 : ㈱高橋商事

利用者数 (令和元 (2019) 年度) : 日平均 99 人/日
月平均 2,001 人/月

収支率 : 84% (令和元 (2019) 年度)

車両更新 : 平成 29 (2017) 年 2 月 (4 年経過) 車両費等 : 約 600 万円

運行開始までの経緯

平成 16 (2004) 年 : 行動特性調査の実施、地元協議会の設立
平成 19 (2007) 年 : 運行実験の実施
平成 23 (2011) 年 9 月 : 乗合型による運行開始
(令和 3 (2021) 年 : 運行開始 10 年目を迎える)

課題

・運行経費の増加

利用者数は運行開始から微増傾向にあり、収入は運行開始当初の運行経費を超えていたが、運行経費についても増加しているため、令和元年度の収支率は 100% に達していない。

・地元協議会の高齢化、活動経費不足

利用促進のためのイベントや、運行計画変更の検討に資する利用実態を把握するためのアンケートなどを地元協議会が実施しているが、イベント時のポスター印刷等の活動費不足とともに、協議会委員の高齢化による協議会への出席率低下などの問題が生じている。



白幡台地区 【施設送迎】

運行概要

運行開始 : 令和元 (2019) 年 10 月
定員 : 29 名
運行日数 : 2 日/週 (日・火)
運行便数 : 7 便/日
運賃 : 無料
運行主体 : ㈱ビック・ライズ (食品館あおば)
利用者数 (令和元 (2019) 年度) : 日平均 53 人/日
月平均 460 人/月



運行開始までの経緯

平成 25 (2013) 年 11 月 : 地元協議会の設立
平成 26 (2014) 年 2 月 : 行動特性調査の実施
平成 27~30 (2015~2018) 年度 : 乗合型による運行計画の検討
平成 30 (2018) 年度 : 買い物需要が多いことに着目し、送迎実績のある企業と協議
令和元 (2019) 年 10 月 : 買い物送迎バスの運行開始

課題

・運行の継続性の確保

道路運送法の適用を要しない運行形態による地区では、運行継続性が課題となっている。

地域交通の手引き見直しについて

3 課題と見直しの方向性について

課題

【課題 1】地域のニーズの高まり等を踏まえ、需要を的確に把握し、コミュニティ交通の更なる導入促進に向けた仕組づくりを行う必要があります。

○ニーズの高まり等を受けた仕組の構築

高齢化の進展や免許返納数の増加によるニーズの高まり等が生じていることから、これまで以上にコミュニティ交通の導入を促進するための仕組づくりが必要となっています。

○的確な地域需要の把握、運行手法の選択

現在の手引きでは、アンケートによる行動特性やニーズを踏まえ、運行計画案を作成することとなっていますが、運行計画案と需要見込あるいは運行実験結果とに差が生じており、的確な需要の把握が課題となっています。また、コミュニティ交通の導入にあたっては、運行手法について地元の合意形成に多くの時間を要していることから、運行手法の選択を円滑化する必要があります。

【課題 2】既存の公共交通を踏まえ、様々な運行手法を取り入れ、多様な主体と連携し交通手段の選択肢を広げる必要があります。

○既存公共交通の活用

バス事業における経費単価の増加やタクシー事業における利用者の減少、さらに新型コロナウイルス感染症の影響も加わり、公共交通を取り巻く環境はより厳しいものとなっています。一方で、地域におけるニーズの高まりを踏まえ、既存の公共交通事業者と連携し、地域公共交通を活性化する必要があります。

○多様な主体との連携

令和2(2020)年11月に施行された活性化法においては、地域の輸送資源を総動員して移動ニーズに対応することが示されています。また、宮前区白幡台地区では、買い物に対する需要が多いことを踏まえ、買い物送迎バスを活用した運行手法が導入されて地域に根付いています。こうしたことから、バスなどの交通事業に限定せず地域特性を踏まえ、地域の輸送資源を最大限に活用して、持続可能なコミュニティ交通の導入を目指す必要があります。

○ICTや制度改革を踏まえた新たな運行手法への対応

ICTを活用した、タクシー配車アプリやオンデマンド交通など交通分野への適用事例が増えています。また、近年、タクシーを中心に「一括定額運賃制度」や「変動迎車料金制度」など新たな制度が導入されているとともに、タクシーを相乗りする制度も導入に向けた検討が国で進められていることを踏まえ、新たな制度による運行手法の活用について検討する必要があります。

【課題 3】コミュニティ交通を安心して利用できる交通手段として、継続性の向上に取り組む必要があります。

○運行の継続性の確保

本格運行地区のうち、道路運送法の適用により運行している地区では、運行開始当初より運行経費が増加し、収支率が低下していることから、車両更新費の積立ができていない状況です。また、運行開始後年数が経過した地区では、車両故障による運休も生じていることから、車両更新への対応が課題となっています。一方、道路運送法の適用を要しない運行形態による地区では、運行継続性が課題となっています。

○安心して利用できる環境づくり

コミュニティ交通の運行において、道路運送法の適用を要しない運行形態を含め、安心して利用できる環境づくりが求められています。

○地元協議会の活動支援

協議会設立から複数年が経過することによる構成員の高齢化や、利用促進に向けた活動経費の不足が課題となっています。

見直しの方向性

(1)導入に向けた取組の円滑化

①取組手順の見直し

ニーズの高まり等に対して、迅速に対応するため、取組手順の見直しや、技術的支援内容の検討により、取組の円滑化を図ります。

②的確な地域需要の把握の実施、円滑な運行手法の選択

地域需要等の把握は、従前のアンケート調査等の分析に加え、より実態に近い需要の把握を行うとともに、早い段階から本格運行を見据えた交通事業者との連携を図ります。また、需要をはじめとする地域特性に応じた運行手法の選択を円滑に行うため、イメージしやすい目安等を検討します。

(2)多様な主体との連携

①既存公共交通の活性化

コミュニティ交通の検討にあたっては、新たな交通手段の導入に限らず、既存のバス・タクシーの活用や利便性向上についても地域と連携して検討を行い、既存公共交通の利用促進を図ります。

②地域の需要に応じた輸送資源の活用

多様な主体と連携し、地域の輸送資源の活用を図るため、現在の乗合型中心の取組手順に加え、輸送資源の活用について盛り込むなど、様々な運行手法の導入検討をやすくします。

③新技術・新制度を活用した運行手法の活用

ICTや新制度の活用など、近年の社会環境の変化に対応した運行手法の活用を行います。また、新しい取組を研究し、地元協議会に情報提供することで、様々な運行形態による運行手法の導入検討ができるようにします。

(3)コミュニティ交通の継続性等向上

①支援内容の見直し

運行の継続性向上に向けた車両更新費等とともに、多様な主体との連携による地域の輸送資源の活用に際しても、安心して利用できる環境整備について、資金的支援内容の検討を行います。

②地元協議会の活性化

地元協議会の運営を活性化するため、地元協議会がより活動しやすい環境づくりの支援方法を検討します。

現在の「地域交通の手引き」における見直しの方向性【イメージ】

地域交通とは

- 1 あなたの身近でこんな経験はありませんか？
- 2 「身近な地域の交通」を取り巻く環境の変化
- 3 「身近な地域の交通」の位置付け
- 4 「手引き」の対象【どのような地域が対象？】
- 5 取組手順と役割分担【誰が、どのような役割を担うの？】

方向性(2)―③
新技術・新制度を活用した運行手法の活用

方向性(1)―②
的確な地域需要の把握の実施、円滑な運行手法の選択

方向性(1)―①取組手順の見直し

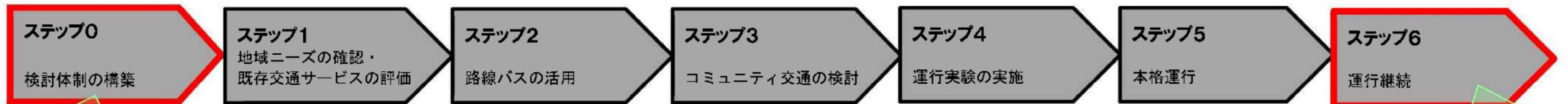
【現在の支援内容】

- ・技術的支援：ステップ1～6 行動特性の分析、交通事業者との調整、本格運行の分析など
- ・資金的支援：ステップ2 路線バス社会実験に関する欠損額に係る費用(欠損額の1/2)
ステップ4 運行実験の実施に必要な経費負担等
ステップ5 車両、停留所の購入等に要する経費
ステップ6 高齢者等の割引に係る費用、車両買替に要する費用(上限600万円)

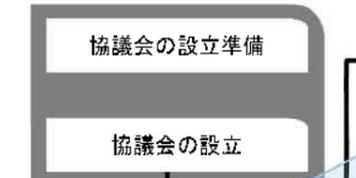
方向性(3)―①支援内容の見直し

地域交通システム導入の進め方

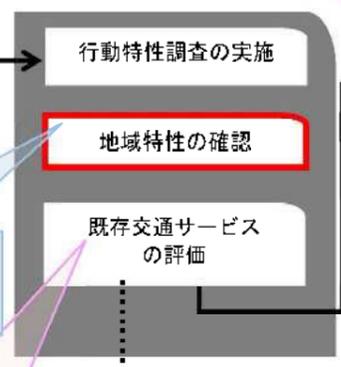
方向性(1)―①取組手順の見直し



方向性(3)―②地元協議会の活性化



方向性(1)―②
的確な地域需要の把握の実施、
円滑な運行手法の選択

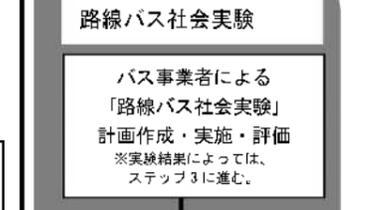


方向性(2)―②
地域の需要に応じた
輸送資源の活用

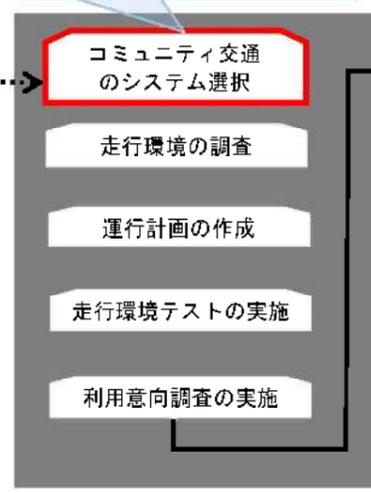
方向性(2)―①
既存公共交通の活性化



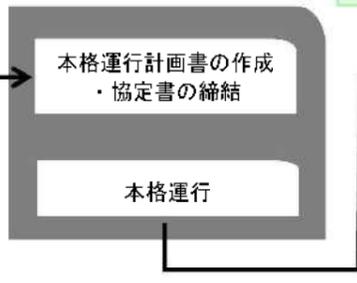
路線バスで対応
できる場合 / 路線バスでの対応
が難しい場合



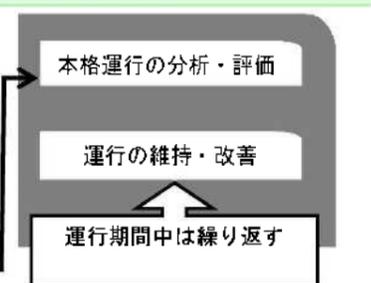
方向性(1)―②
的確な地域需要の把握の実施、
円滑な運行手法の選択



検討・実験結果に
よって必要なステ
ップを反復する



方向性(3)―①支援内容の見直し
方向性(3)―②地元協議会の活性化



方向性(2)―①既存公共交通の活性化

方向性(3)―①支援内容の見直し

既存交通サービスの利用

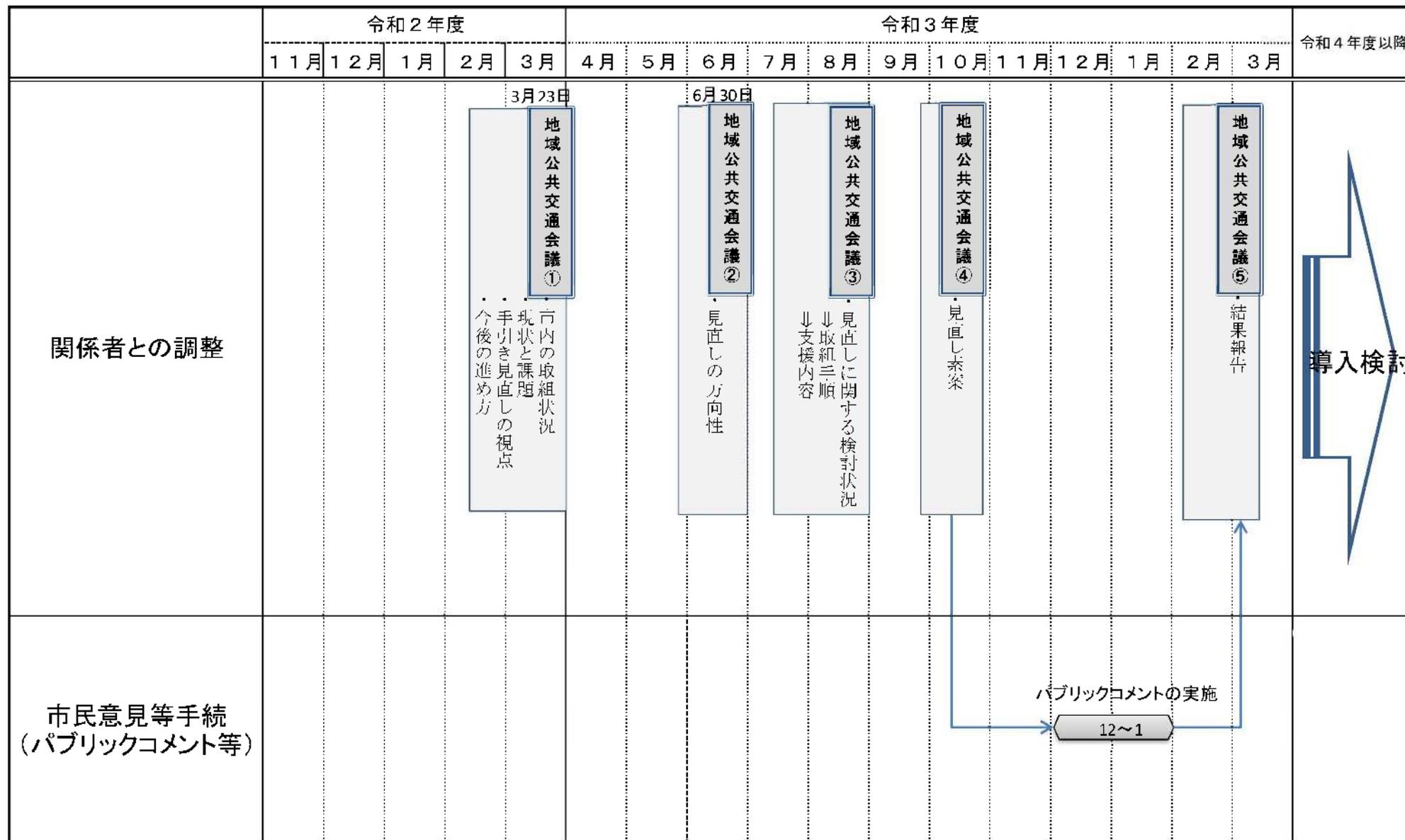
バス事業者による
路線バス本格運行

本資料は「『地域交通の手引き』5ページ取組手順」に今回の見直しに関する箇所を着色して追記し、作成しています。

追記凡例

- ：見直しが関係するステップ等
- ：見直しの方向性「(1)導入に向けた取組の円滑化」に関する箇所
- ：見直しの方向性「(2)多様な主体との連携」に関する箇所
- ：見直しの方向性「(3)コミュニティ交通の継続性等向上」に関する箇所

「地域交通の手引き」見直しに向けたスケジュール



コミュニティ交通の運行計画変更について

1 地域公共交通会議の目的

川崎市地域公共交通会議設置要綱第1条

地域における需要に応じた住民の生活に必要な交通手段の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議する。

2 運行計画の変更に関する調整状況

(運行計画変更の背景)

麻生区高石地区では「山ゆり号」が、多摩区长尾台地区では「あじさい号」が本格運行されているところですが、新型コロナウイルスの影響により、乗客数が減少していることを受け、地元協議会と運行事業者で協議した結果、令和3年5月11日より高石地区では火曜日・水曜日、長尾台地区では5月8日より土曜日の運行を休止しました。

また、長尾台地区については、6月に入り、乗客数がある程度回復したことから、地元協議会と運行事業者で協議した結果、6月19日から土曜日の運行を再開しました。

本変更につきましては、令和2年度第1回川崎市地域公共交通会議にて御確認いただいていることから、御報告いたします。

(参考 令和2年度第1回川崎市地域公共交通会議資料より抜粋)

また、新型コロナウイルスの影響により、さらに運行回数の変更を行う場合や、元の運行回数に戻す場合に限り、迅速に運行計画を変更できるよう、地元協議会と運行事業者の合意をもって計画変更可能とし、地域公共交通会議には事後報告を行うこととする。

3 変更内容

地区	運行日		変更した日	変更する期間
	変更前	変更後		
山ゆり号 (麻生区高石地区)	平日	月、木、金 (火、水運休)	5月11日(火)	新型コロナウイルスの影響による需要減少が続く当面の間
あじさい号 (多摩区长尾台地区)	平日・土曜日	平日のみ (土曜運休)	5月8日(土)	新型コロナウイルスの影響による需要減少が続く当面の間
	平日のみ (土曜運休)	平日・土曜日	6月19日(土)	-

※なお、運行回数以外の運行計画の変更はない。

地域と連携したコミュニティ交通「山ゆり号」の利用促進を実施します！

川崎市麻生区高石地区を走る「山ゆり号」は、計画から運営までを地域の住民が担っているコミュニティ交通です。

道が狭く、山坂の多い地域の貴重な足として活躍する「山ゆり号」ですが、平成23年9月に本格運行を開始してから、今年で10周年を迎えます。

しかし、新型コロナウイルスの影響による利用者数の減少や、全国的な運転者不足等による運行経費の向上など、運行の継続に向けた厳しい社会背景もあり、多様な主体と連携した、利用促進等について、地元の運営委員会や運行事業者と協議・検討してまいりました。そうした中、この度近隣の県立百合丘高等学校と連携した利用促進を図っていくこととなり、その第一弾として、美術部によるマスコット案の制作が行われたところです。これに伴いまして、候補案の中から「山ゆり号」マスコットを決定するため、地域の方を対象とした投票を開催します。なお、選定されたマスコットは、今後様々な広報物やイベント等で活用していく予定です。

■マスコットの地域投票

投票期間 令和3年7月1日（木）～7月30日（金）

投票方法 ・本市HPから投票

<https://www.city.kawasaki.jp/500/page/0000130028.html>



- ・山ゆり号車内にて投票
- ・百合丘小学校生徒による投票 など

結果発表 令和3年9月開催予定の地元運営委員会主催の「山ゆり祭」
および本市HPにて公開



地域投票ポスター
(百合丘高校作成)

■百合丘高等学校美術部の試乗会

実施時期 令和2年12月

作品制作に向け、百合丘高等学校美術部と運営委員会、運行事業者、川崎市で試乗会を行いました。



実際の車両や停留所を確認



運営委員会から概要説明

(問合せ先)

川崎市まちづくり局交通政策室 藤野 TEL 044-200-2762

君はどの子を選ぶ？/
コミュニティ交通「山ゆり号」
マスコット地域投票スタート！
投票期間 7月1日(木)～7月30日(金)

「山ゆり号」とは??

百合ヶ丘駅から生田病院を經由し、
高石地区を巡回するコミュニティバス。
地域の方に愛されて
今年で10周年を迎えます！



百合丘高校
美術部が
デザインしました！



①コロン



②ゆりん



③リリー



④ユーリィ



⑤ユメノミ



⑥フェユリー

投票・詳細はコチラ



マスコット制作：神奈川県立百合丘高等学校美術部

地域投票運営：山ゆり交通事業運営委員会 株式会社高橋商事 川崎市まちづくり局

6人のキャラクターから1人を選ぼう！



① コロン

子供っぽく元気でかわいらしい性格の持ち主のゆるキャラ。
他人を思いやる気持ちが人一倍強いのが特徴です。



② ゆりん

とても優しいゆりの妖精。それでいて無邪気でおませなゆりんは、
怒ると強力な炎魔法を出してしまう。



③ リリー

どこからともなくやって来た妖精で常にクッションを持っている。
普段は車内や停留所にいる。



④ ユーリィ

大切に育てられたゆりの花が妖精になったのがユーリィ。
みんなの幸せを願いながらいつもどこかに漂っている。



⑤ ユメノミ

山ゆりの認知度を上げるために親元を離れて山ゆりを配っている。
祖母が編んでくれたマフラーをつけている。

⑥ フェユリー

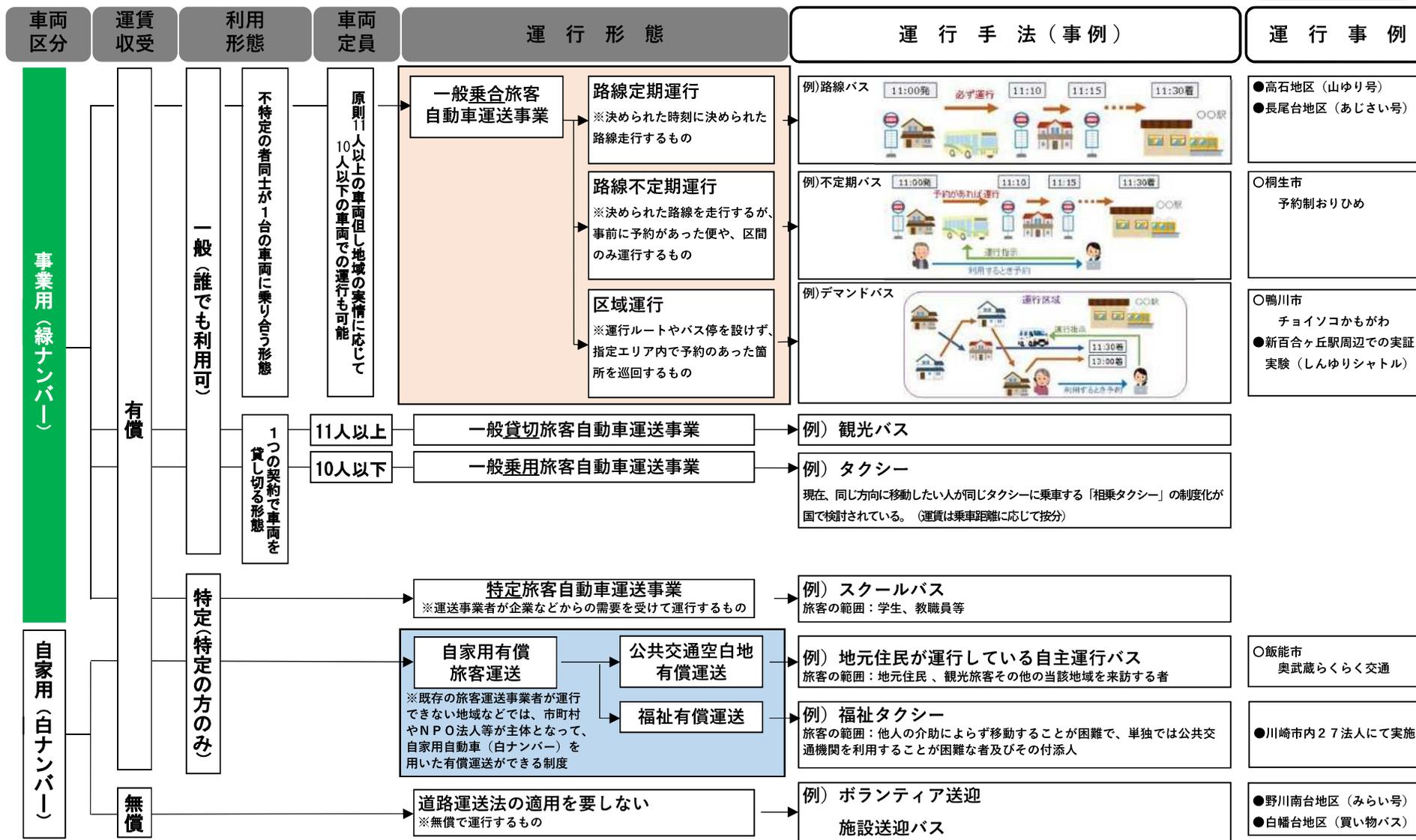
山ゆりの妖精の女の子。
一人前の美しく可愛い妖精になれるように日々努力している。



結果は、9月開催予定の山ゆり祭および市HPにて公開！

■道路運送法に応じた運行手法及び運行事例

参考資料 1



●: 川崎市内 ○: 他都市

多摩区長尾台地区におけるコミュニティ交通「あじさい号」の運行計画変更について

1 地域公共交通会議の目的

川崎市地域公共交通会議設置要綱第1条

地域における需要に応じた住民の生活に必要な交通手段の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議する。

2 運行計画の変更に関する調整状況

(運行計画変更の背景)

新型コロナウイルスの影響や、政府の緊急事態宣言等の理由により、土曜日の乗車数が減少し、運賃収入も減少。

将来の運行継続の観点より運行事業者と地元協議会にて協議した結果、現状や土日の外出自粛要請も踏まえ、当面の間土曜日の運行を全便取りやめることで合意

(関係機関との調整状況)

令和2年4月10日

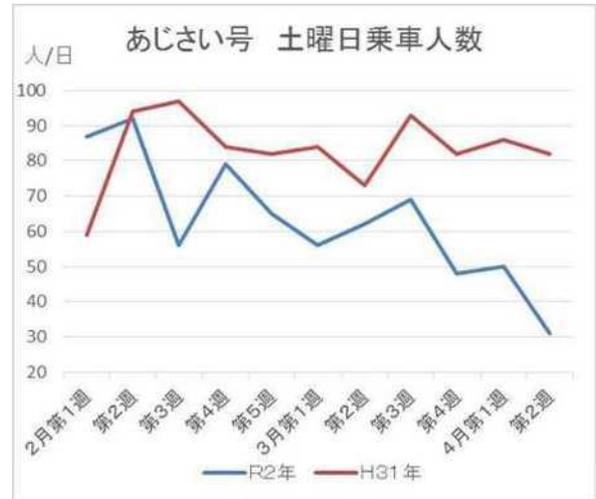
運行事業者より土曜日の運行を取りやめたい旨の運行計画の変更の相談

令和2年4月13日

運行計画の変更について、地域公共交通会議の議が必要であることを運輸支局に確認

令和2年4月14日

運行計画の変更について、地元協議会と運行事業者が合意



3 変更事項

上記の調整の結果、運行計画の変更について、上記の関係機関及び地元協議会における調整が整ったため、変更を行う。

(変更内容) **運行計画の変更**

・5月2日(土)より新型コロナウイルスの影響による需要減少が続く当面の間、土曜日の運行回数を変更し、全便運休とする。

また、新型コロナウイルスの影響により、さらに運行回数の変更を行う場合や、元の運行回数に戻す場合に限り、迅速に運行計画を変更できるように、地元協議会と運行事業者の合意をもって計画変更可能とし、地域公共交通会議には事後報告を行うこととする。

4 変更内容

【運行計画の現行と変更案】 ※現行の路線概要については、別紙1「運行概要図」のとおり

	【現行】		【変更案】	
	(平日)	(土曜)	(平日)	(土曜)
運行回数	①久地駅行 往復22便 ②登戸駅行 往復11便	①久地駅行 7便 ②登戸駅行 7便	①久地駅行 往復22便 ②登戸駅行 往復11便	全便運休
※運休期間は、新型コロナウイルスの影響による需要減少が続く当面の間に限るものとする				

※なお、運行回数以外の運行計画の変更はない。

5 今後のスケジュール

令和2年4月 地域公共交通会議(書面開催)

令和2年4月 国土交通大臣へ届出(予定)

令和2年5月2日 変更運行開始(予定)

時期未定 新型コロナウイルスの影響による需要減少がなくなり次第、変更運行終了(予定)

麻生区高石地区におけるコミュニティ交通「山ゆり号」の運行計画の変更について

1 地域公共交通会議の目的

川崎市地域公共交通会議設置要綱第1条

地域における需要に応じた住民の生活に必要な交通手段の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議する。

2 運行計画の変更に関する調整状況

(運行計画変更の背景)

新型コロナウイルスの影響や、政府の緊急事態宣言等の理由により、バス利用者数が減少し、運賃収入も減少しており、将来の運行継続の観点より運行事業者と地元協議会にて協議した結果、現状や外出自粛要請も踏まえ、当面の間、運行日数を減らすことで合意

山ゆり号の乗車人数の推移

	令和2年1月	令和2年2月	令和2年3月	令和2年4月
平均乗車人数(人/日)	92	93	76	56※

※4月10日時点

約4割の減少

(関係機関との調整状況)

令和2年4月10日

運行事業者より平日火・木曜日の運行を取りやめたい旨の運行計画の変更の相談

令和2年4月13日

運行計画の変更について、地域公共交通会議の議が必要であることを運輸支局に確認

令和2年4月21日

運行計画の変更について、地元協議会と運行事業者が合意

3 変更事項

上記の調整の結果、運行計画の変更について、上記の関係機関及び地元協議会における調整が整ったため、変更を行う。

(変更内容) 運行計画の変更

5月12日(火)より新型コロナウイルスの影響による需要減少が続く当面の間、平日火・水曜日の運行回数を変更し、全便運休とする。

また、新型コロナウイルスの影響により、さらに運行回数の変更を行う場合や、元の運行回数に戻す場合に限り、迅速に運行計画を変更できるよう、地元協議会と運行事業者の合意をもって計画変更可能とし、地域公共交通会議には事後報告を行うこととする。

4 変更内容

【運行計画の現行と変更案】 ※現行の路線概要については、別紙1「運行概要図」のとおり

	【現行】	【変更案】
運行回数	平日運行(土日祝日運休)	平日月・木・金運行 (火・水・土日祝日運休) ※運休期間は、新型コロナウイルスの影響による需要減少が続く当面の間に限るものとする。

5 今後のスケジュール

令和2年4月 地域公共交通会議(書面開催)

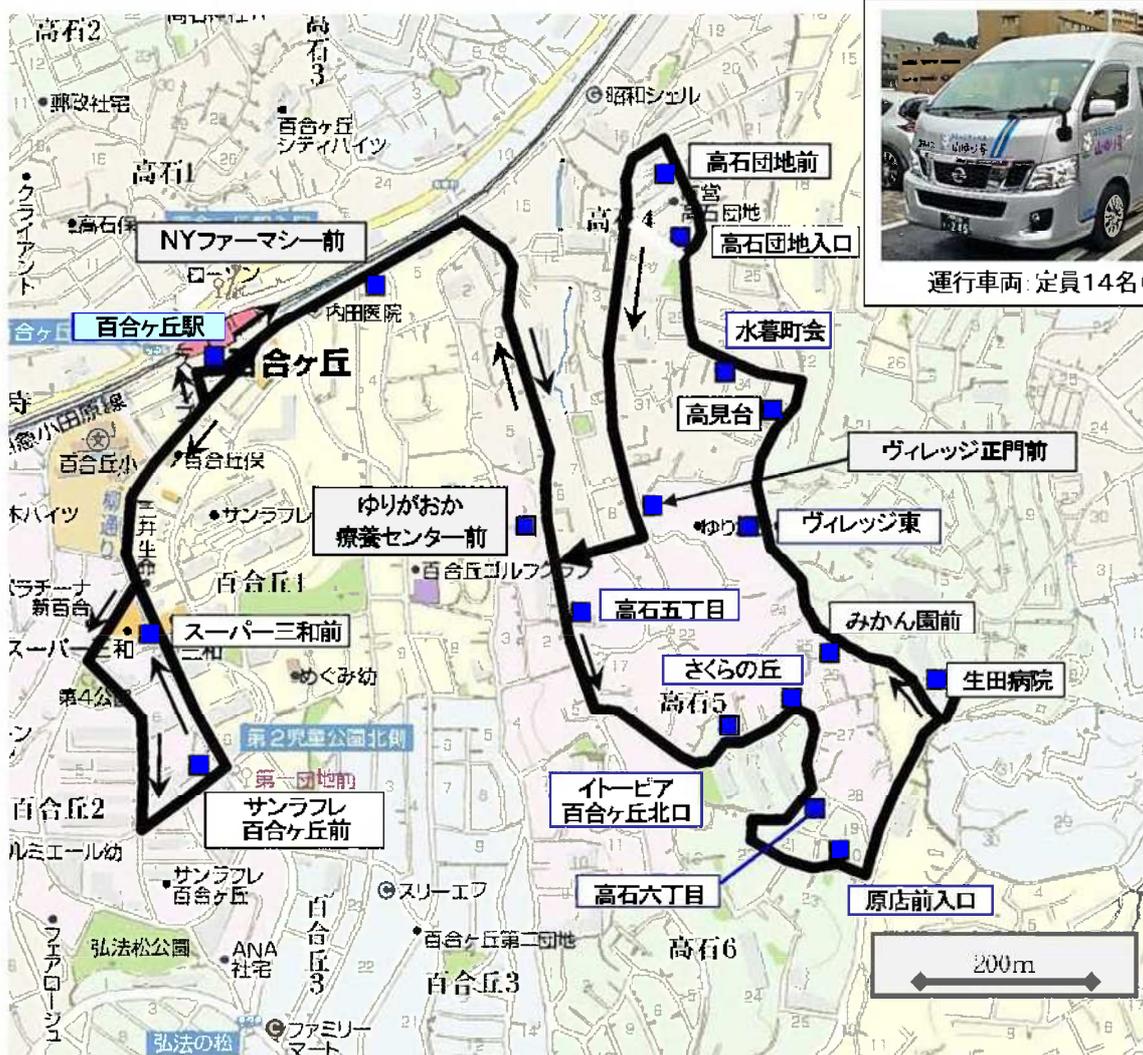
令和2年4月 国土交通大臣へ届出(予定)

令和2年5月12日 変更運行開始(予定)

時期未定 新型コロナウイルスの影響による需要減少がなくなり次第、変更運行終了(予定)

【麻生区高石地区コミュニティ交通「山ゆり号」運行概要】

実施主体	交通事業者、山ゆり交通事業運営委員会(地域住民で構成)、川崎市			
運行本数 運行日・時間	運行本数: 往復合計19本/日程度 平日運行(土日祝日運休) 運行時間: 9時台(百合ヶ丘駅発)~ 18時台百合ヶ丘駅着)			
運賃	大人:300円 小児:100円			
	項目	大人	小児	備考
	①基本運賃	300円	100円	基本運賃から100円引 ※1
	②高齢者・障害者等の運賃	200円	無料	
③サポーター登録 制度登録者の運賃	250円		基本運賃から大人50円引 ※2	
②+③の運賃	150円		基本運賃から大人150円引 (②と③の併用が可能)	
※1: 70歳以上の高齢者・障害者等の方は100円割引(小児障害者は無賃) ・100円割引分は市が交通事業者へ補助 ※2: 半年間3,600円(月あたり600円)の登録料を支払うと1回乗車につき大人運賃から50円 引きになる地域協議会独自の制度【サポーター登録制度】				
運行車両 運行主体	ワゴン車タイプ1台(定員14名) 株式会社高橋商事(交通事業者)			



運行車両 定員14名(1台)

《コミュニティバス「山ゆり号」運行時刻表（土日祝日運休）》

百合ヶ丘駅 【団地経由 駅行】		
9	00	25 50
10	★55	
11	★26	57
12		
13	37	
14	02	★27 ★58
15	29	
16	49	
17	14	39
18	04	29
備考 ★スーパー三和前経由		

サンラフレ百合ヶ丘前 【団地経由 駅行】		
9		
10	58	
11	29	
12		
13		
14	30	
15	01	
16		
17		
18		
備考		

スーパー三和前 【団地経由 駅行】		
9		
10		
11	00	31
12		
13		
14	32	
15	03	
16		
17		
18		
備考		

高石五丁目 【団地経由 駅行】		
9	04	29 54
10		
11	●05	36
12	01	
13	41	
14	●06 ●37	
15	08	33
16	53	
17	18	43
18	08	33
備考 ●スーパー三和便へ乗継可		

イトーピア百合ヶ丘北口 【団地経由 駅行】		
9	05	30 55
10		
11	●06	37
12	02	
13	42	
14	●07 ●38	
15	09	34
16	54	
17	19	44
18	09	34
備考 ●スーパー三和便へ乗継可		

さくらの丘 【団地経由 駅行】		
9	06	31 56
10		
11	●07	38
12	03	
13	43	
14	●08 ●39	
15	10	35
16	55	
17	20	45
18	10	35
備考 ●スーパー三和便へ乗継可		

高石六丁目 【団地経由 駅行】		
9	07	32 57
10		
11	●08	39
12	04	
13	44	
14	●09 ●40	
15	11	36
16	56	
17	21	46
18	11	36
備考 ●スーパー三和便へ乗継可		

原店前入口 【団地経由 駅行】		
9	08	33 58
10		
11	●09	40
12	05	
13	45	
14	●10 ●41	
15	12	37
16	57	
17	22	47
18	12	37
備考 ●スーパー三和便へ乗継可		

生田病院 【団地経由 駅行】		
9	10	35
10	00	●40
11	●11	42
12	07	
13	22	47
14	●12 ●43	
15	14	39
16	34	59
17	24	49
18	14	39
備考 ●スーパー三和便へ乗継可		

みかん園前 【団地経由 駅行】		
9	11	36
10	01	●41
11	●12	43
12	08	
13	23	48
14	●13 ●44	
15	15	40
16	35	
17	00	25 50
18	15	40
備考 ●スーパー三和便へ乗継可		

ヴィレッジ東 【団地経由 駅行】		
9	12	37
10	02	●42
11	●13	44
12	09	
13	24	49
14	●14 ●45	
15	16	41
16	36	
17	01	26 51
18	16	41
備考 ●スーパー三和便へ乗継可		

高見台 【団地経由 駅行】		
9	13	38
10	03	●43
11	●14	45
12	10	
13	25	50
14	●15 ●46	
15	17	42
16	37	
17	02	27 52
18	17	42
備考 ●スーパー三和便へ乗継可		

水暮町会 【団地経由 駅行】		
9	14	39
10	04	●44
11	●15	46
12	11	
13	26	51
14	●16 ●47	
15	18	43
16	38	
17	03	28 53
18	18	43
備考 ●スーパー三和便へ乗継可		

高石団地入口 【百合ヶ丘駅行】		
9	15	40
10	05	●45
11	●16	47
12	12	
13	27	52
14	●17 ●48	
15	19	44
16	39	
17	04	29 54
18	19	44
備考 ●スーパー三和便へ乗継可		

高石団地前 【百合ヶ丘駅行】		
9	17	42
10	07	●47
11	●18	49
12	14	
13	29	54
14	●19 ●50	
15	21	46
16	41	
17	06	31 56
18	21	46
備考 ●スーパー三和便へ乗継可		

ヴィレッジ正門前 【百合ヶ丘駅行】		
9	19	44
10	09	●49
11	●20	51
12	16	
13	31	56
14	●21 ●52	
15	23	48
16	43	
17	08	33 58
18	23	48
備考 ●スーパー三和便へ乗継可		

ゆりがおか療養センター前 【駅行 団地循環】		
9	20	45
10	※10	●50
11	●21	52
12	※17	
13	32	57
14	●22 ●53	
15	24	※49
16	44	
17	09	34 59
18	24	49
備考 ●スーパー三和便へ乗継可 ※は駅どまり		

NYファーマシー前 【駅行 団地循環】		
9	23	48
10	※13	●53
11	●24	55
12	※20	
13	35	
14	00	●25 ●56
15	27	※52
16	47	
17	12	37
18	02	27 52
備考 ●スーパー三和便へ乗継可 ※は駅どまり		

・乗車時に運賃を運賃箱に投入
してください
・両替は運転士に申し出てください
い

★サポーター
随時募集中です★

※必要に応じて、切り取ってお使いください。

【運行・忘れ物などに関するお問合せ】

株式会社高橋商事 電話044(945)0282

川崎市地域公共交通会議設置要綱

(目的)

第1条 川崎市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）は、道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要な交通手段の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため設置する。

(協議事項)

第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関する事項
- (2) その他交通会議が必要と認める事項

(交通会議の構成員)

第3条 交通会議の委員は委員20名以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者により構成する。

- (1) 学識経験者
- (2) 一般乗合旅客自動車運送事業者
- (3) 一般乗用旅客自動車運送事業者
- (4) 神奈川県バス協会 専務理事
- (5) 神奈川県タクシー協会川崎支部 事務局長
- (6) 川崎市全町内会連合会の推薦する者

(7) 市民

(8) 国土交通省関東運輸局神奈川運輸支局首席運輸企画専門官

(9) 神奈川県交通運輸産業労働組合

(10) 神奈川県警察本部交通部交通規制課都市交通対策室長

(11) 川崎市建設緑政局総務部長

(12) 川崎市まちづくり局交通政策室長

(13) その他交通会議の運営上必要と認められる者

3 前項第2号から第6号まで及び第8号から第12号までに掲げる委員については、交通会議に代理人を出席させることができる。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、交通会議に出席して、その意見を述べ又は説明を行うことを求めることができる。

(委員の任期)

第4条 前条第2項第1号、第6号及び第7号に掲げる委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

(会長)

第5条 交通会議に会長をおき、構成員の互選により選任された者を充てる。

2 会長は交通会議を代表し、会務を総括する。

3 会長に事故があるときは、委員のうち、あらかじめ会長が指定した者がその職務を代理する。

(会議)

第6条 交通会議は、会長がこれを招集し、その議長となる。

2 交通会議は委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

3 交通会議の議決を要する事項については、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、やむを得ない事由により交通会議を開く余裕のない場合においては、事案の概要を記載した書面を委員に送付し、その意見を徴し又は賛否を問い、その結果をもって交通会議の議決に変えることができる。

(分科会)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、調査審議事項を分科会に付託することができる。

2 分科会の構成員は、会長が指名する者及び交通会議が必要と認める者とする。

3 第5条及び第6条の規定は、分科会の会議に準用する。

(協議結果の取扱い)

第8条 交通会議において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に務めるものとする。

(庶務)

第9条 交通会議の庶務はまちづくり局交通政策室において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関して必要な事項は、会長が交通会議に諮り定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成20年7月28日から施行する。

(川崎市地域交通検討委員会の廃止)

2 川崎市地域交通検討委員会（平成18年6月1日施行）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年12月14日から施行する。